

市民参加・協働の推進

北海道北広島市

人口：60,958人

面積：118.54 km²

取組の概要

「市民参加条例」および「公益活動団体との協働の指針」の策定に向けた市民委員会（市民参加条例策定市民委員会・20人、協働推進懇話会・10人）での検討を進めながら、セミナーやフォーラム、シンポジウム等を開催し、参加・協働の意識啓発を行う。

取組の紹介

1 取組の背景

- 北広島市では、平成8年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として、改革に継続して取り組んできた。

また、平成13年度には「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、「市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築」を目指して改革を進めてきた。

しかし、行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った新しい行財政運営を行うため、平成15年度から新たな行財政構造改革の検討を開始し、平成17年3月に民間有識者による行財政構造改革委員から提言を受け、同年5月に、「政策評価の推進」「市民参加・協働の推進」「健全な財政運営の推進」「行政運営システム改革の推進」の4項目を基本目標として、行財政構造改革大綱を策定し、行財政システム全般についての改革・改善を実行計画に基づき推進している。

<現在の取組み>

- 大綱に掲げる、市民との協働社会の実現に向けて、生活者である市民の意向を市政に反映させるためのルールとしての条例を策定するため、平成18年1月に全員公募による「市民参加条例策定市民委員会」を設置するとともに、これからの市民主体のまちづくりに向けては、公益活動団体や市民との協働の領域と機会を広げていくことが必要であり、平成18年10月に公募市民を中心とした「協働推進懇話会」を設置し、公益活動団体への支援や協働のあり方などを示す「協働の指針」の策定を進めている。

2 取組の具体的内容

■ 「市民参加条例策定市民委員会」

- ・ 設置目的：市民参加条例は、市民が条例の意義を十分に理解し、認識することが重要であり、条例の策定プロセスそのものが、市民参加を進める第一歩としての意味を持つことから、市民主体により条例素案の策定を行うため
- ・ 委員総数：24人　うち公募委員22名（市民委員20名、通信市民委員2名）、アドバイザー（学識経験者）2名で発足
- ・ 任　　期：平成18年1月から平成20年3月まで
- ・ 取組内容：定例市民委員会は毎月第4日曜日に開催し、白紙の状態から、条例案の枠組み、条例全体を貫く基本的視点と市民参加のあり方、条例の構成や法的な問題などを計26回の委員会で検討し、条例素案を作成した。

さらには、その間委員会内に、市民への委員会活動のPR、アンケート内容検討、フォーラム準備、条例素案作成、報告書作成など、課題別ワーキングチームを設置し、PR活動（ポスター作成掲示、FM放送への出演等）やアンケート、フォーラムの実施、フォーラム内容をまとめたブックレット作成なども行う。

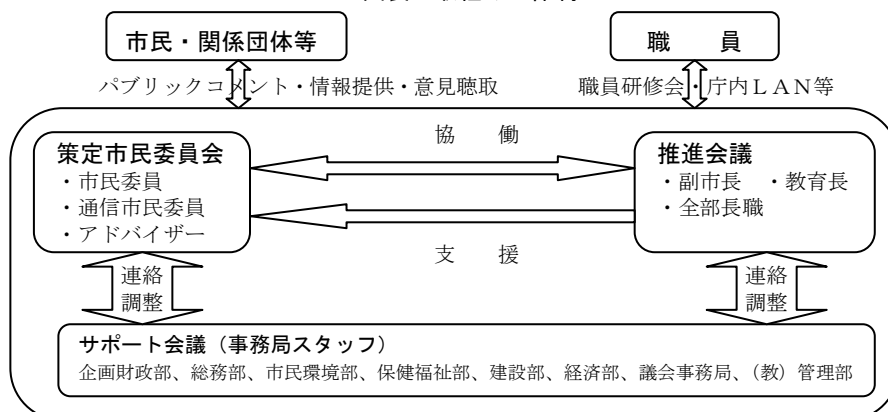
なお、「市民参加条例素案報告書」は平成20年1月に市長へ提出した。この報告書を基に市は、条例案を作成し、パブリックコメントを経て、平成20年度中に市民参加条例を成案化する予定。

- ・ 情報公開：市ホームページの「市民参加・協働」サイトで、市民委員会での審議経過、アンケート結果、フォーラム内容、条例素案内容など、策定全般に関する情報を幅広く公開するとともに、市広報誌でも検討経過や条例素案内容を公開する。

また、市民への情報提供と対話を目的に、市職員が地域に出向いて市の施策や事業について説明を行う「出前講座」において市民参加条例も設定テーマに加え説明を行う。

- ・ 事業費：市民委員への報酬、アドバイザー謝礼、アンケート経費、フォーラム開催経費など、市民委員会の経費として、平成17年度決算321千円、平成18年度決算1,080千円、平成19年度予算で2,659千円を計上。
- ・ 取組体制：市民参加条例は、市民参加のより一層の推進のため、市民と行政がともに知恵を出し合い制定する必要がある。そのことから、次のように市民と行政の連携体制で取り組む。

図表 取組みの体制



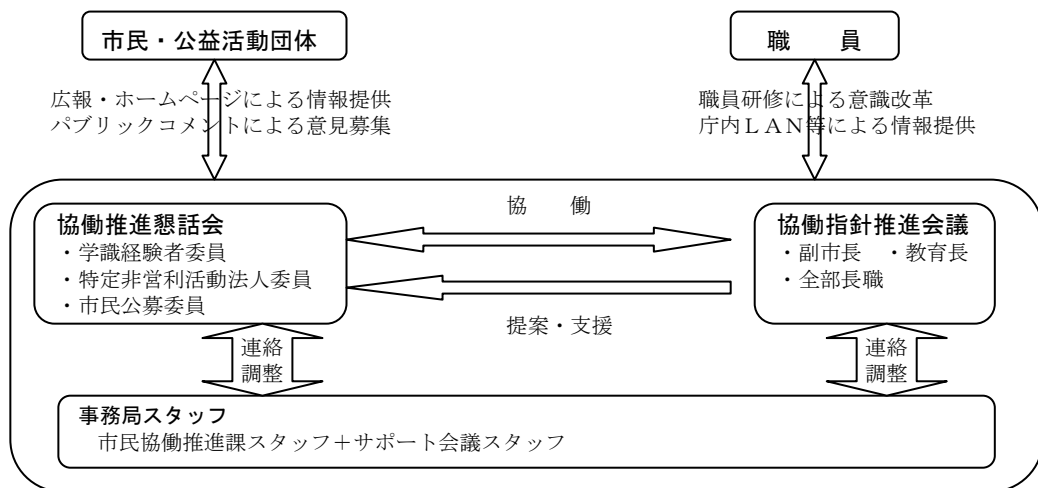
■「協働推進懇話会」

- ・設置目的：市が提案した「公益活動団体との協働のあり方について」をたたき台として、市民の視点に立った①公益活動団体と行政の基本的な考え方、②協働を実現するにあたって遵守されるべき基本的ルール、③協働を促進するための方策などについて検討し、「北広島市公益活動団体との協働指針」策定に向けた提言を行うため
- ・委員総数：10人。うち公募委員5名、特定非営利活動法人委員3名、学識経験者委員2名で発足
- ・任期：平成18年10月から平成19年12月まで
- ・取組内容：懇話会は毎月1回ペースで計15回開催し、市民の視点に立った活発な議論が展開され、平成19年8月に懇話会が作成した「公益活動団体と行政の協働の基本ルール」の中間報告をもとに、懇話会としてのパブリックコメント、市との共催による「協働でまちづくり市民シンポジウム」を開催した後、平成19年12月に「公益活動団体と行政の協働指針策定に向けての提言」を市長に提出した。

この提言を基に市は、指針案を作成し、パブリックコメントを経て平成20年度中に公益活動団体との協働指針を策定する予定。

- ・情報公開：市ホームページの「市民参加・協働」サイトで、懇話会での審議経過、中間報告など、策定全般に関する情報を幅広く公開するとともに、市広報誌でも検討経過や中間報告を公開した。
- ・事業費：懇話会委員報酬、アドバイザー謝礼、アンケート経費、シンポジウム開催経費など、懇話会の経費として、平成18年度決算557千円、平成19年度予算で867千円を計上。
- ・取組体制：協働は対等な立場で取り組むことが必要であるという考えに立脚し、指針素案づくりの計画段階からの協働と位置付け、市の提案を懇話会が市民意見で検討するような体制を取った。そのことから、次のように庁内組織を設置し懇話会との連携体制で取り組む。

図表 取組みの体制



3 取組の効果

- ・ 市民委員会の「市民参加条例素案」は、全員が公募市民によることから、市民がもつ普通の生活感覚や市民参加に対する課題・問題意識を出発点として検討がなされ、市民一人ひとりが必要なことを必要なときに市に対して意見をいう総合的なルールとして、参加の対象となる事項を幅広く、常設型の市民投票制度などの特質を含む条例素案ができた。
- ・ 条例素案の策定過程では、議論そのものが市民参加であるという考え方から、多くの時間をかけて意見交換をしてきた。会議では、激しい意見の応酬もしばしばあったが、議論を重ねるうちに互いに歩み寄りまとめることが出来た。議論の進め方などの課題も残ったが、参加された市民委員の方々からは、「市民のための市政を実現する道しるべ」、「市民が市政に関心を持ち、さらにまちづくりに市民の声がどんどん取り入れられていくルール」など、市民参加条例に対する期待が寄せられている。市民参加条例は、市民がその意義を十分に理解し、認識することが重要なので、条例策定の過程が実は市民参加の第一歩であり、そこに一定の成果を得ることができたと考えている。
- ・ 協働推進懇話会の「公益活動団体と行政の協働指針策定に向けての提言」は、公募市民や公益活動実践者による自らの活動を基にした課題・方策について学識経験者が補完する形で検討を重ね中間報告を作成。それを再度市民の立場で理解しやすい言葉にシンプル化するというコンセプトを明確に会議テーマとして取り組んだことにより、市が提案した考え方と比較して、総花的、網羅的ではなく、簡潔にわかりやすい基本的ルールとしてまとめた。

4 取組中の課題・問題点

- ・ 市民委員会は、市としても初めて全員が公募市民による委員で構成した。20名という人数、まったくの白紙状態からの議論、各委員の市民参加に対する考え方や条例に対する理解度の違い、議論の進め方に対する意見の相違などから、委員会全体としての意見統一に多くの時間を要した。
また、月1回ペースでは一回欠席すると次回委員会まで2ヶ月の期間が空くことになり、そのことで、検討意欲が薄れ、欠席委員の固定化などを招いた。

5 住民（職員）の反応・評価

- ・ 市民参加条例は、2000年の地方分権一括法施行以降、各地の自治体で検討、整備され始めた条例であり、市民にとっては、まだなじみのない言葉であること、さらには条例策定という市民にとっては身近な課題でないことから、市民の関心は決して高いものではなかった。

- ・ 協働推進懇話会の中間報告パブリックコメントに対し市民意見が寄せられなかったことは、協働という言葉自体が、まだ市民にはなじみのない言葉であることや使用料・手数料の見直し、ゴミ問題など直接市民生活に影響を及ぼすというテーマに比べ問題意識が持てなかったと想定される。

6 今後の課題

- ・ 条例制定だけでなく、市民参加制度を円滑に推進するためには様々な環境を整える必要がある。市民委員会からの条例素案報告書では、次のことがあげられている。
 - ① 職員の意識改革と庁内体制の確立
 - ② 市民理解の推進
 - ③ 情報の共有
 - ④ 市民投票手続条例の早期制定
 - ⑤ 市民参加と費用
 - ⑥ 議会への市民参加
- ・ 協働指針策定は、協働の目的ではなくあくまでも制度構築という手段であり、重要なのはいかにして協働を推進していくかということ。
協働が、市民主体のまちづくりをするための一手段であるという市民のコンセンサスを得るため、協働指針の周知・啓発、職員の意識改革や情報共有を適切に行えるかが課題となる。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 公募の市民委員が多い場合、長期間の委員会は検討意欲が薄れやすいこともあり、委員会の開催期間は一年程度を目処としたほうが妥当。(必然的に、委員会開催は月2回程度必要である。)
- ・ 公募委員による市民会議は、出来上がった完成品の精度の充実よりもそこに至るまでの市民同士の議論が重要であると思う。そのためにはこの種の会議におけるファシリテート能力は極めて重要なのは言うまでもないが、行政サイドの関与の仕方がもう一つの重要なキーになっているように感じる。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/shimink/index.html>

担当部署：市民協働推進課